

# サテライトオフィス等 利用支援補助金について 【制度概要】

松山市産業経済部地域経済課（市役所本館8階）企業立地担当

〒790-8571

松山市二番町4丁目7-2

TEL (089) 948-6549・FAX (089) 934-1844

E-mail : [chiikikeizai@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:chiikikeizai@city.matsuyama.ehime.jp)

## ◇サテライトオフィス等利用支援補助金の概要

本市の指定を受けたサテライトオフィス等（注1）の新規の利用者に対して、補助金を交付します。

注1. 本補助金での「サテライトオフィス等」とは、インターネット環境などオフィス設備があらかじめ用意されているオフィスで、下記①又は②の要件を満たした、松山市が指定するオフィスとなります。

① パーティションや壁で区切られた個室スペース、ブース席が主体の「レンタルオフィス」

② フリーアドレス形式の座席配置が主体となる「シェアオフィス」や情報交換や人脈形成が図りやすく、スキルアップのためのセミナーや交流イベントなどにも利用できる「コワーキングスペース」

※ご利用を考えているサテライトオフィス等が、松山市の指定を受けているかどうかについては、松山市地域経済課（089-948-6549）までお問い合わせください。

## ◇補助対象者

### 1. 法人

本社、支社、営業所、工場その他これらに類するものが市内にない法人のうち下記の業種にあてはまる法人

- 農業（植物工場〈環境及び生育モニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう〉に限る）
- 林業 ●建設業（主として管理事務を行う本社等） ●製造業
- 電気・ガス・熱供給業 ●情報通信業 ●インターネット付随サービス業
- 映像・音声・文字情報制作作業 ●運輸業●卸売業，小売業（無店舗小売業を除く）
- 不動産業 ●物品賃貸業（産業用機械器具賃貸業，事務用機械器具賃貸業）
- 学術・開発研究機関 ●デザイン業 ●広告業 ●宿泊業（旅館、ホテル）
- 飲食店（酒場，ピヤホール，バー，キャバレー，ナイトクラブを除く）
- 洗濯・理容・美容・浴場業（ソーブランド業を除く）
- その他生活関連サービス
- 娯楽業（映画館，興行場，興行団，スポーツ施設提供業，遊園地）
- 教育・学習支援業 ●医療業 ●社会保険・社会福祉・介護事業（児童福祉事業，老人福祉・介護事業，障害福祉事業，その他の社会保険・社会福祉・介護事業）
- 金融業・保険業（銀行業、協同組織金融業、金融商品取引業、商品先物取引業、保険業のうち、主として管理業務を行う本社等）
- 機械等修理業（機械修理業，電気機械器具修理業） ●労働者派遣業
- 機械設計業
- その他本市の商店街振興等に資する業種

## 2. 個人

上記法人に専従するもの、もしくは、上記法人に属し、かつ副業をその属する企業に認められたもの

### ◇補助要件

以下の要件をすべて満たすこと

- ①本市の指定を受けたサテライトオフィス等を令和3年3月31日以前に月額利用していないこと
- ②過去に本補助金の交付を受けていないこと

### ◇補助額・対象経費

補助額 補助対象経費の1/2以内、最大6ヶ月分交付

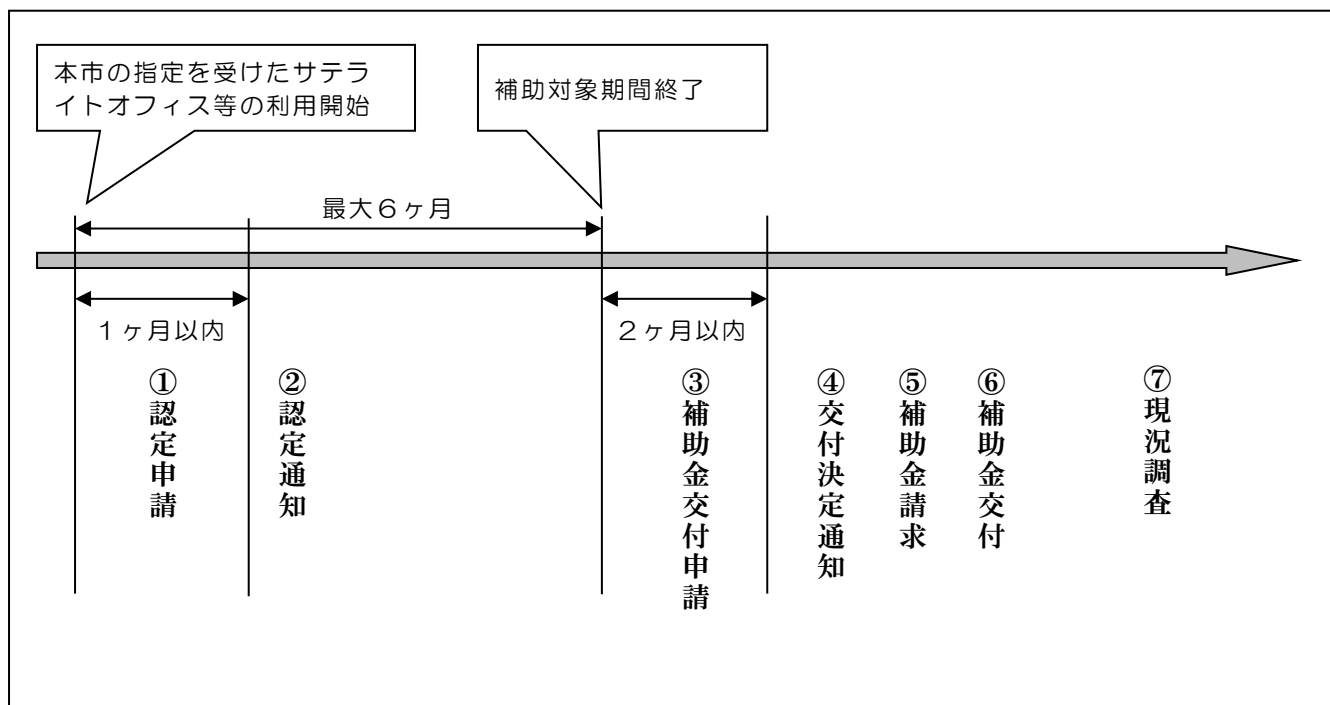
- 1 法人 補助上限額 30万円
- 2 個人 補助上限額 6万円

補助対象経費：本市の指定を受けたサテライトオフィス等の月額利用料

※千円未満切捨て

※入会金やコピー機利用料等の月額利用料金と別途発生する費用は対象外

### ◇申請の流れ



**①認定申請（本市の指定を受けたサテライトオフィス等の利用契約後1ヶ月以内に必要書類を提出してください）**

【認定申請に必要な書類】

認定申請書類

- ①松山市サテライトオフィス等利用支援補助金交付要件（認定・変更・中止）申請書兼誓約書（様式第3号）
- ②サテライトオフィス等利用支援補助金申請概要（別紙1）
- ③本市の指定を受けたサテライトオフィス等の利用申込書の写し

**②認定通知（市から通知します）**

**③補助金交付申請（認定を受けた補助対象期間終了後2カ月以内）**

【交付申請に必要な書類】

補助金交付申請書類

- ①松山市サテライトオフィス等利用支援補助金交付申請書（様式第5号）
- ②補助対象期間のサテライトオフィス等利用料の領収書

**④交付決定通知（市から通知します）**

**⑤補助金の請求（交付決定日から1ヶ月以内に請求書を提出してください）**

**⑥補助金の交付（市から指定口座に入金します）**

⑦現況調査（補助事業終了後に現況等をお伺いすることがあります。）

《留意事項》

- ・認定申請時の内容が変更または中止となった場合は、新たに松山市サテライトオフィス等支援補助金交付要件（認定・変更・中止）申請書（様式第3号）等の提出が必要となりますので、担当（地域経済課企業立地担当）までご連絡をお願いします。
- ・交付申請日の属する年度での支払いとなります。
- ・予算がなくなり次第締め切ります。申請の可否についてはお問い合わせください。